

令和 6 年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 23 日（水）13:30～14:42
- 2 場 所 サンライフ福島 2 階 大研修室（福島市）
- 3 出席者 伊澤町長、平岩副町長、森副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、朝田戸籍税務課長、中野農業振興課長、藤本建設課長、中里住民生活課長、相楽健康福祉課長、木幡教育総務課長兼生涯学習課長、高橋課長補佐、松原支援員（13 人）

4 町民出席者 10 人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会は、双葉町の復興状況について、特定帰還居住区域復興再生計画と第 2 期帰還意向調査について、双葉町住宅再建支援事業について説明し、皆さまからのご質問やご意見に丁寧にお答えするとともに、その他のご意見、ご要望等についても意見交換させていただき、今後の町政運営にいかしてまいりたい。

○町内復興の取組について

1) 駅西地区生活拠点等の整備について

町民の皆さまの帰還や就業者、移住者向けの生活環境を整備していた駅西住宅は、今年 5 月に全 86 戸が完成し、現在 74 戸に入居されている。昨年 2 月に開所した双葉町診療所では、週 3 日を基本に内科の診療を行っており、臨時の休診等については、町公式ホームページにおいて随時発信するので確認いただきたい。

2) 駅東地区の整備について

駅東地区は商業を中心とした賑わいを形成するエリアとして整備を進めており、役場庁舎北側の隣接地に建設中の商業施設は、イオン東北株式会社の入居が決定し、令和 7 年度中のオープンを予定。スーパーマーケットがオープンすることで、町内における生活環境が大きく向上し、双葉町にお住まいの方、復興に携わっている方々の日常生活を支えるとともに、これから町内で居住を検討されている方々にとっても、重要な判断材料となることで、更なる帰還、移住定住を促進し、居住人口の増加に弾みがつくものと考えている。町体育館跡地に建設予定の商業施設（飲食店）の整備も進めており、入居する 3 軒の事業者も決定している。昼間から夜間の飲食まで、利用される方々が幅広く食を楽しめる施設となる予定。

3) アクティビティエリアの整備について

双葉町復興まちづくり計画（第三次）において、中野産業団地と復興祈念公園、中間貯蔵施設に挟まれた約 15 ヘクタールの農地を中心とした土地を、アクティビティエリアとして整備する方針を打ち出し、事業化の検討を進めてきた。住民意向調査や復興町民委員会において、かつて海浜公園で整備されていたキャンプ場やバーベキュー場の再整備を求める意見が多く寄せられていることから、アウトドアゾーンをはじめ、運動交流広場など

の配置を検討。また、民間活力を積極的に活用し、初期費用の抑制を図りながら段階的に整備を進めてまいりたいと考えている。

4) 次に特定復興再生拠点区域内の営農再開への取組について

除染後の農地保全管理については、本年度で終了。来年度からの営農再開を目標としているが、既に町内では営農再開に取り組んでいる個人の農業者の方や農業法人によって、今年は約4ヘクタールの農地でブロッコリーなどの栽培が始まっている。

また、農地の基盤整備やほ場整備事業の実施に向け、各地域における調整が進んでいると聞いており、地元のご意向を踏まえ、本格的な営農再開に向けて、担い手の確保とともに一体的に取り組んでいく。

5) 町内の防災対策について

昨年度から防災行政無線の運用を開始し、屋外スピーカーだけでなく、災害時の緊急情報や防災情報を確実に伝えるため、町内に居住されている方、事業者等に対し戸別受信機の貸し出しを行っている。本年7月には、双葉町消防団第二分団に消防ポンプ自動車を配備。旧車両と比べ資機材を豊富に積載できるようシャッタータイプにするとともに、900リットルの水を積載しており火災現場で消火栓に接続することなく、速やかな消火活動を開始することが出来るようになった。引き続き、第一分団にも配備を進めるとともに、今年度中に町内2ヶ所に備蓄倉庫を配置していく。

6) 町内の学校再開について

基本構想では、「英語教育と国際理解教育を基盤とするグローバルな人材育成」を“目指す学び”のひとつとして位置付けている。双葉町学校設置検討委員会では、先進地視察を行うなど、学校施設の構成や配置計画について議論が交わされており、町内での学校再開に向けて、検討を進めていく。

6 説 明

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 双葉町の復興状況について | (横山復興推進課長) |
| (2) 特定帰還居住区域復興再生計画について | (中里住民生活課長) |
| (3) 第2期帰還意向調査について | (中里住民生活課長) |
| (4) 双葉町住宅再建支援事業について | (中里住民生活課長) |

7 懇談概要

(寺松 男性)

除染解体について、今年6月に申請したとき、いつから除染が始まるのかと聞いたところ、あと3、4年後と言われた。解体を担当している業者数と撤退した業者もいるのか知りたい。

(建設課松原支援員)

解体申請を今年の6月にしていただいたが、特定帰還居住区域、合計9つの行政区にまたがっている。まず、除染解体は三字行政区と下長塚行政区で始まった。残りの7つの行政区も、先週から作業が始まっている。7つの行政区は一斉にではなく、解体申請をしてい

ただいた順番を原則に進めている。現状、数十件ぐらい解体申請していただいております、その数十件の列の中にお待ちいただいている状態。その列の順番に解体は進んでいくが、スムーズに進めばもう少し早く順番が来る。決して3、4年ほったらかしではない。解体申請いただいた先着で順番に解体していきたい。具体的な時期は明確に申し上げられないが、3、4年も先になるわけではない。環境省で解体工事業者に毎年工事を発注していて、いくつかの業者が競争入札をするので、毎年業者が代わることもあればそのままの場合もある。今は西松建設というゼネコンの大手企業を中心に、地元の業者の方が下請けで入っている。トータルの会社数は今手元に資料がないためお答えできないが、およそ10社から20社ほどで、いくつかの会社でチームを作り、除染・解体作業を進めている。

(下条 女性)

宅地の草刈りは、どこに頼めばいいのか。不動産屋に聞いたら、双葉町にふるさと復興事業協同組合があるので、見積もり等取った方がいいと言われた。代表者と電話番号がわからなかったのも、まず役場に電話した。どこの課かわからないが、男性がでて、「そんなのあるんですか」と言われた。確認していただいたら、電話番号と代表者の名前はわかった。電話に出た人が「僕も知らなかったんですよ」と言ってきたので、その言葉に驚き、電話を切ったが、役場側の情報共有不足だと思った。その後、除草剤、草刈りを含めての見積りを取って27万円ほどの請求がきて驚いた。高額で2、3回やったら破産する。公営で補助してくれる制度はないのか。何でも相談できる課があってもいいのではないかと。知人、友人、親戚はみんな離れ離れである。今まで誰に相談していいかわからなかった。立派な建物を造るのもいいが、実態をわかってほしい。双葉町の広報紙にも掲載されているかもしれないが、役場にも困りごとを相談できる課があればいいと思う。

(中里住民生活課長)

役場の電話対応ができていなかったことに対し、お詫びを申し上げる。ふるさと復興事業協同組合については、双葉町商工会のお知らせで、令和6年9月、10月の広報紙にチラシを折り込んでいる。広報紙は職員が必ず目を通すものなので、「知らなかった」と答えた職員の勉強不足である。ただ今の商工会からのお知らせについては、住民生活課で皆さんにお答えしているような状況である。町民からの多岐にわたる質問、ご意見をいただくが、できる限り職員一人一人からご説明させていただき、詳細については原則担当課が丁寧な対応をさせていただきたい。除草の補助については、個人の財産のため、今のところ決定的な施策や対応はしていないが、皆さんからご意見が多いので、持ち帰って検討し、今後の方針等を速やかに示したい。

(伊澤町長)

確かにふるさと復興事業協同組合はあるが、個人の宅地は除染解体をした後、個人の財産になる。基本的に自身の土地は個人で管理するのは、法律でも原則となっている。しかし、双葉町民は全国に避難をしているので、町での対応ができないかという意見もあった。本来は行政で取り組むことは厳しいが、除草剤を年当たり、1世帯上限10本を配布している。実際、それだけの配布だけでは除草の対応ができていない。一番は自分で土地を管理するのが理想だが、年齢的なものや交通機関を使うことができない人、遠隔地に避難をしていることを踏まえ、その部分を代行できないかということだと思う。見積りも何十万と非常に高い金額であると私も聞いている。理由は、業者によると、震災から除染解体してそのままにしておくと、雑草だけではなく、木が生えていることもある。除草業者は、木の対応に特殊な工作機械を使用するため、高額料金になるとの話である。皆さんに負担がかからない方法について、本来住民帰還者が多ければ、その人たちの中で、安価に除草等してくれる人もいるかもしれない。震災前であればシルバー人

材センターにお願いできたが、町内居住者は現在147人で、帰還者も高齢者が多い。そうなる
と組織を作るのが難しい。ただこのままでは皆さんの負担が多くなるので、何らかの組織作りを
考えていかなければならない。個人の土地は個人の許可がなければ除草をすることができない。
町民からの承諾がいただけるのであれば、組織を立ち上げ、もっと安価に除草ができる方法につ
いて、検討を始めたい。

(下条 女性)

除草剤をもらったが、焼け石に水かなと感じた。草刈り機を買って、老体に鞭を打って自分で
除草しようと思ったが、周りに無理だと言われやめた。とにかく悩みは尽きない。

(三字 男性)

広報紙に草刈りのボランティアのお知らせがあった。1回5,000円を参加料として支払う
記載があったがその根拠は何なのか。河川敷を草刈りするということで、県と関りがあるのかな
と思った。もう一つ解体をした後に更地となり、現在、遠方から通っているもので、なかなか手
入れができない。中には太陽光発電でもやってみるかという人もいる。その場合、簡単に許可が
でるのか。

(伊澤町長)

草刈りボランティアの5,000円について、本来、各行政区でクリーンアップ作戦をやって
いた。公営の土地を皆で協力して草刈りする。例えば、前田川の草刈りを皆さんで、行政区の人
たちが集まって草刈りをしていた。それが現在できる状況ではないので、自主的にボランティ
ア的な草刈りをしている人の負担が大きいため、費用弁償として最低限燃料代は支給しようと考え
た制度である。太陽光発電設備の設置は、土地の権利者の考え方によるため、行政として設置す
るなどとは言えない。ただ、契約の問題で、太陽光発電設備を設置した会社が転売して、権利が別
なところに移ってしまい、対応についてのクレーム等の問題があった際、解決できない状況もあ
る。あくまでも個人の権利の中でやっていただくことだが、結構トラブルが多いのは伺っている。
まず、太陽光発電設備の設置について検討する場合は、1度町にも相談いただければ、ある程度
の情報を元に対応できる。慎重に判断をしていただきたい。

(三字 男性)

窓口はどこの課になるのか。

(伊澤町長)

建設課に連絡いただければと思う。

(下条 男性)

今年、敬老会と金婚式に参加する予定だったが、家庭の事情により欠席した。この金婚式は自
己申告制と聞いた。実際自己申告で参加できる人がいるのか。町の対応は今後も自己申告制とす
るのか、健康福祉課から連絡してくれるのか、教えていただきたい。

(相楽健康福祉課長)

金婚式の自己申告制については、金婚式に関する表彰関係は、福島民報社が主催となっている。
敬老会が近くなると、敬老会の案内も一緒だが、事前に広報紙で申し込みの内容を毎年掲載して
いる。今回3組の方から申し込みをいただいた。欠席されても記念品は送らせてもらった。申込
案内は広報紙に掲載しており、事前に周知させていただいている。

(下条 男性)

広報紙に掲載されているのはわかっていたが、金婚式に今年度は何人対象になるのか把握して、
事前に連絡できるのではないのか。

(相楽健康福祉課長)

健康福祉課では、対象の方は把握していない。

(下条 男性)

調べようがないということか。

(相楽健康福祉課長)

健康福祉課では調査、把握はできない。

(三字 男性)

婚姻届を受理したときから見ればわかるのではないか。

(朝田戸籍税務課長)

実際、受付帳を見ればという話になるが、一概に言えない。例えば、住所は双葉町にあるが、本籍地は東京となると町ではわからない。

(伊澤町長)

確かに課長たちが言ったとおりであるが、町ではすべて把握できない。

(下条 男性)

今回金婚式の対象者が3組しかいなかったから、1年間で3組しか結婚しなかったのかと思った。申請した人が3組なのか。それとももっといるのか。

(森副町長)

他にもいるかもしれないが、申請したのは3組となる。

(下条 男性)

私は下条に家があるため、家も壊して、もう全部綺麗にした。これから壊す人もいると思うので、アドバイスしてほしい。壊してから、砂利を入れたが、最初入れてもらっていいなと思ったが、2年後は、雑草がすごく生えた。ここは砂利を入れない方がいい等、町として少しアドバイスしてもらわないと、先ほどの除草で困っている話のようなことがある。解体した後、砂利は入れるのか。

(伊澤町長)

本人の希望を聞いて行う。

(下条 男性)

砂利を全部入れない方がいい等、フォローやアドバイスを少しするべきなのではないか。

(建設課松原支援員)

これから解体する人もいると思うが、解体した後、もともと宅地で盛り上がった場所も、1度更地になる。その後、除染で表面を削り、減った分だけ、砂か、砂利をいれるかは、解体前の現場を見ていただく際にご希望を承るようにしている。その後、草刈りをする人等、いろいろな人がいると思うので、その後の皆様のご予定に応じて、要望をいただければと思う。

(下条 男性)

それは1回きりなのか。

(建設課松原支援員)

そのとおり。大変恐縮だが除染のために削った部分を砂か砂利で補うという趣旨もあり、町長も申し上げたとおり、除染や解体が終わった後は基本的には、所有者の管理に委ねることになっているのでご理解いただきたい。

(下条 男性)

隣の宅地と比べると、私のところは十分敷いたのか、あまり雑草が生えてこなかった。隣は本当に雑草が多い。業者によってバランスを統一する等、やり方についてどう考えてるのか。

(建設課松原支援員)

先ほど、解体の工事業者が毎年入札で決まるとご紹介をした。解体をされる時期によっては、隣同士でも実際の施工業者が違う場合がある。どの工事業者が解体や除染をする場合でも同じ品質が保たれるよう、環境省として工事の仕様書は作成している。基本的には同じやり方である。土地の地形や放射線量によっては剥ぎ取る土の量が変わる。例えば、放射性物質の汚染量が高い場所であれば、本当であれば5cm 削るものを余計に10cm削ったという場合もある。つまり、削った分だけ砂や砂利等の材料を補う意味で差が出る可能性もある。別に差別や区別をするわけではなく削ったものを補ったということでご理解いただければと思う。

(三字 男性)

最近、私の土地は除染解体終わった。その前の話になるが、一般住宅関係は砂利が基本だということで、畑や田んぼについては、私は遠くに住んでいてすぐに作物を作ることもできないから、無駄なことしないで削ったなら削っただけでいいと業者に伝えた。だが、これは基本だから駄目だと話をされた。その辺は住民の要望をどのように解釈していたのか。

(建設課松原支援員)

できる限り柔軟な対応を求めているが、そういった事があったのは申し訳ない。先ほどご紹介した、工事業者に関しては、土地によって差ができないように共通の仕様書で縛ってるがゆえに画一的な対応になってしまった面もあるかもしれない。削った分、土地が下がっているため、そのままにしておくと、例えば、そこに水が溜まる等、周囲から土砂が流れ込んで悪影響がでる可能性がある。そのため、基本的には削った部分を補う工事をしている。

(三字 男性)

多少なりともそれはケースバイケースで、話の中で意向を汲んでもらえるような方向で進めていただきたい。畑は結構土地も高く盛ってあるので、また盛ってもらうから良いという話でもない。地形やお客さんの要望によって、うまくやってほしい。

(建設課松原支援員)

もし除染が済んでいない農地があつて、具体的なお要望があれば承りたい。

(三字 男性)

私の土地の後ろにある用水路の除染が終わった。あの辺の道路がカーブになっているところを町が買い上げたと思うのだが、私の土地の隣のその一角だけ綺麗になって、その別部分だけ少しやり残してあった。それは名義が違うので、出来ないという話であった。もう少し、臨機応変に調べて除染していただきたい。やはり隣の人との隣接地はお互いに迷惑をかけることになるので、特にきちんととやっていただきたい。

(建設課松原支援員)

せっかく近くで除染作業をやったのであれば、ついでにここもやったらいいのではないかとungg指摘だと理解した。

(三字 男性)

用水路でカーブになった部分を町で買い上げたと思う所が少しある。そこは名義が違うので出来ないと言われた。用水路を入れたせいで、土地が半端に残ってしまったところがある。

(建設課松原支援員)

おそらく除染し忘れているのではないかとungことだと理解した。基本的にすべての土地に境界があり、環境省では除染した区域を色分けして管理してる。漏れがないようにさせていただくが、近くだからついでにやったらいいと思い込みで作業すると、やっていたと思ってたら、やっていなかったということが起こりかねない。着実に順番に行うものだが、それが少し画一的に見えてしまうかもしれない。

(三字 男性)

今月２８日に終わったということで竣工は立ち会った。今度行ったとき、そういう状況になっていれば、またお話をするような状況になると思うのでお願いしたい。

(秘書広報課 高橋課長補佐)

先ほどの金婚夫婦について、結婚した日は役場で調べればわかるのではないかというご指摘をいただいた。これは戸籍を調べればわかるが、戸籍係ではこの人は何年に結婚したかを調べてお伝えすることができないことになっている。例えば、対象者に金婚ですよと言っても、現在のご夫婦の関係は役場で全部把握していない。それは個人的なことへ立ち入ってしまうことになる。今後役場でお知らせしてほしいと言われても、役場では対応できない。５０年たって、申請しない方も中にはいる。問い合わせで、役場にお電話で結婚を何年にしたか忘れてしまったと言われても、どなたが電話をかけてきているかわからない。そのため、一切そういうことにはお答えしていない。そのあたりご理解いただきたい。ご自身で確認する方法としては、戸籍謄本を取得すれば婚姻届出日を書いてある。結婚式を挙げた日と婚姻届出日が違う方もいるので、そのあたりは一旦戸籍謄本を取っていただくのもいいかと思う。

閉会 １４時４２分